

令和 7 年

第 5 回教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 2 4 日 (木) 13 時 30 分～15 時 00 分
- 2 場 所 悠美館 ハイビジョンホール
- 3 出席委員 教育長 村 松 真
教育長職務代理者 井 上 清 彦
委 員 鈴 木 瑞 穂
委 員 尾 崎 由 美 子
- 4 出席者 こども教育課長 岸 栄 樹
教育指導室長 齊 藤 公 良
社会教育課長 塩 原 和 成
教育相談専門員 森 山 仁
こども教育課主査 菅 野 真 紀 (事務局)

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事日程
- 日程第 1 前回会議録の承認
- 日程第 2 会議録署名委員の指名
- 日程第 3 報告事項
- 日程第 4 報第 1 号 専決処分 (人事) の報告について
- 日程第 5 報第 2 号 専決処分 (予算) の報告について
- 日程第 6 議第 19 号 尾花沢市小中学校閉校記念事業実行委員会補助金交付要綱について
- 日程第 7 議第 20 号 尾花沢市青少年指導センター指導委員の委嘱について
- 日程第 8 議第 21 号 すこやかネット花笠推進協議会委員の委嘱について
- 日程第 9 議第 22 号 文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 1 0 議第 23 号 尾花沢市スポーツ振興基金運営委員の委嘱について
- 日程第 1 1 議第 24 号 芭蕉、清風歴史資料館運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 1 2 議第 25 号 尾花沢市青少年育成推進員の委嘱について
- 日程第 1 3 議第 26 号 尾花沢市社会教育委員兼中央公民館運営審議会委員の委嘱について

3 日程第1 4 その他

4 閉 会

会議録

1 開 会

・教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第5回教育委員会を開会いたします。それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第1 前回会議録の承認

・教育長

はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

先にお渡ししました「前回会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見無し)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

— 令和7年第4回会議録署名委員による署名 —

以上で前回の会議録の承認を終了します。

3 つぎに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、1番矢作委員、2番鈴木委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

4 各課の報告事項

・教育長

つぎに、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長
社会教育課長

資料に基づき説明する
資料に基づき説明する

- ・ 教育長
以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

(質問なし)

5 議事

- ・ 教育長
日程第4、報第1号「専決処分（人事）の報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・ 教育指導室長 説明

- ・ 教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

- ・ 教育長
次に、日程第5、報第2号「専決処分（予算）の報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・ こども教育課長 説明
- ・ 教育指導室長 説明

- ・ 教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

- ・ 井上委員
スクールバス購入は3台のうち小学校2台、中学校1台か。

- ・ こども教育課
購入予定の車両関連の備品など含めた予算となります。
13台所有するうち、小学校2台、中学校1台を更新、また福原中統合に伴う増として3台購入予定です。

(繰越：小学校 2 台、中学校 1 台、当初：中学校 3 台購入予定)

・教育長

次に、日程第 6、議第 19 号「尾花沢市小中学校閉校記念事業実行委員会補助金交付要綱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・こども教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

・教育長

質疑がないようですので終結いたします。これより議第 19 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。
議第 19 号は原案のとおり決しました。

・教育長

次に、日程第 7、議第 20 号「尾花沢市青少年指導センター指導委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

・教育長

質疑もないようですので終結いたします。これより議第 20 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。
議第 20 号は原案のとおり決しました。

- ・教育長
次に、日程第 8、議第 2 1 号「すこやかネット花笠推進協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・教育指導室長 説明

- ・教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

質疑もないようですので終結いたします。これより議第 2 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第 2 1 号は原案のとおり決しました。

- ・教育長
次に、日程第 9、議第 2 2 号「文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・社会教育課長 説明

- ・教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

- ・教育長
質疑もないようですので終結いたします。これより議第 2 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第 2 2 号は原案のとおり決しました。

- ・教育長

次に、日程第10、議第23号「尾花沢市スポーツ振興基金運営委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

・教育長

質疑もないようですので終結いたします。これより議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。
議第23号は原案のとおり決しました。

・教育長

次に、日程第11、議第24号「芭蕉、清風歴史資料館運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

・教育長

他にご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。
議第24号は原案のとおり決しました。

・教育長

次に、日程第12、議第25号「尾花沢市青少年育成推進員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

・教育長

他にご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。

議第25号は原案のとおり決しました。

・教育長

次に、日程第13、議第26号「尾花沢市社会教育委員兼中央公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質問なし)

・教育長

他にご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。

議第26号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第14 「その他」でございますが、何かありませんか。

各課からの連絡事項等

- ・教育指導室長

尾花沢市教育委員会 学校訪問実施要領

尾花沢市 PTA 連合会 共同宣言

輝け!おばねっ子

- ・こども教育課長

尾花沢市重要事業要望

尾花沢市立 新設「尾花沢小学校」の校章デザイン案を募集します。

中学校 統合だより

すくすくおばねっ子

- ・統合小学校建設課長

尾花沢市重要事業要望

尾花沢市尾花沢小学校建設事業 発注計画

- ・社会教育課長

芸文おばなざわ

芭蕉、清風歴史資料館特別展「儂芳」

- ・教育長

みなさんご質問、その他ご意見ございませんか。

- ・鈴木委員

PTA 連合会共同宣言を保護者は知っていても、子供たちは知らないという事もあり、子供たちにも直接呼びかけして頂ければと思います。

- ・尾崎委員

携帯電話の使い方について懸念しており、利用時間についても親と

子供の取り決めなど具体的にはどのようなになっているのでしょうか。また、尾花沢市などで実際に行った事例などを紹介することで、身近なものとして伝わるのではと思います。

- 教育指導室長

学校でも、親が端末を預かる事を指導している学校もあるが、共同宣言ではそこまで踏み込んだ表現は控えたところであります。また SNS 利用では、一般的な SNS の上手な使い方を指導しているが、具体的な事例は説明していない。自分の身近な事として感じてもらうために、取り入れて行かなければならないと考えております。

- 教育長

他に御意見や質問などありませんか。無い様でしたら、これで令和 7 年第 5 回教育委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

15 時 00 分閉会

会議録署名委員

1 番 _____

2 番 _____